

和寒町公共施設ＬＥＤ照明導入事業仕様書

1. 事業名

和寒町公共施設ＬＥＤ照明導入事業

2. 目的

本事業は、和寒町（以下「町」という。）が所有する複数の既存施設において、リース手法を用いて一括して高効率証明であるＬＥＤ照明器具を導入することを目的とする。

3. 事業期間（予定）

- （１）設備導入工事期間 契約締結の日から令和６年３月３１日まで
- （２）リース期間 設備導入工事完了月の翌月から１０年間

4. 対象施設

対象施設は別表の施設とする。

5. 導入する設備等

導入する設備の使用は以下のとおりとする。

（１）照明設備

ア. 構造等

- ①ＬＥＤ照明機器は日本産業規格JISC8159-1に準拠し、日本照明工業会ガイド（高品質照明用ＬＥＤ光源における性能要求指針）及び日本電球工業会規格の推薦を基準とすること。
- ②更新するＬＥＤ照明機器については未使用のものとし、管球毎の更新を原則とする。ただし、一部特殊な形状の既設器具が設置されている箇所の往診に限り器具交換を認め、管は使用し電源内蔵型及び既設安定器の不使用等の条件を満たす交換については、これを認める。
- ③ＬＥＤの光源により、不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものであること。サージ電圧に対する保護回路を有しているか又は対策が施されていること。

イ. 性能等

- ①演色性、色温度、照射角度、全光束は既存照明器具と同等を基本とする。
- ②定格寿命は、４０，０００時間以上のものとする（初期照度より７０％まで減衰で寿命とする）。
- ③作動保証温度範囲は５℃から３５℃を満たす範囲とすること。

ウ. その他

- ①ＬＥＤ照明機器のＬＥＤ素子その他に関する特許侵害について、現在係争中の製品でないこと。
- ②電源について分離型の場合は、電気用品安全法におけるＰＥＳマークを取得していること。
- ③導入施設内で照明器具の配線等の不具合が報告された箇所については、町と協議の上対応をはかること。

④L E D照明機器は、生産物賠償責任保険（P L 保険）に加入しているものとし、不具合の際に迅速に対応できるようなものとする。

⑤L E D照明機器のメーカー保証期間は10年間とする。

(2) 導入する施設の既存設備・図面等

庁舎2階総務課にて縦覧する仕様書・図面等を参考とすること。

(3) 設備導入工事

①設備導入工事には、既存設備の取り外し・撤去・廃棄、配線のバイパス接続等の既存設備の加工作業、更新する設備の取り付け調整作業の一切を含むものとする。

②設備導入工事は、令和4年度和寒町入札参加資格名簿に登録されている者で電気工事士等の有資格者が作業を行うこと。

③その他設備導入工事の実施に当たり、本仕様書に記載されていない事項は以下の内容によるものとする。

【電気設備工事】

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）」及び公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成31年版）」による。

6. リース期間等

(1) リース期間

導入された設備は、施設毎に導入工事が完了した月の翌月1日から10年間の賃貸借とする。

(2) リース料金

導入に係る設備導入費用を基本として、維持管理経費を含む120回分割のリース契約を設定するものとする

(3) リース期間満了後の取り扱い

導入された設備は、リース期間満了後に所有権が町に帰属することとする。

7. 維持管理等

上記リース期間において、適正な維持管理を行い、導入機器の故障や不具合が生じた場合、部品供給や代替照明器具の供給をすることとする。

また、本事業維持管理の履行にあたり、業務の一部又は相当部分に対し町内電気工事業者を活用するものとする。なお、町内電気工事業者名は町に報告するとともに、町内電気工事業者の使用は契約事業者の責任において行い、町内電気工事業者の責めに帰すべき事由については、全て契約事業者の責めに帰すべき事由とみなすものとする。

8. その他

(1) 本事業の履行にあたり、施設担当職員と十分に協議し、施設利用者及び職員等の安全確保及び施設の運営に支障をきたさないように十分配慮するとともに、施設の建物及び設備等を破損させた場合は、契約事業者の負担により原状回復するものとする。

(2) 本事業の履行に必要な機材等は、原則として契約事業者が負担するものとし、町が所有する施設の機材等を使用する場合は、施設管理者等の了承を得るものとする。

- (3) 本事業の履行にあたり町が提供したすべての情報は第三者に開示又は漏洩しないこととし、そのために必要な処置を講ずるものとする。
- (4) 本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載なき事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度協議し、これを処理するものとする。

(別表) L E D照明導入対象施設

No.	施設名	所在地
1	和寒町総合庁舎・町民センター	和寒町字西町 1 2 0 番地
2	和寒町消防庁舎	和寒町字西町 1 0 9 番地
3	和寒町公民館	和寒町字北町 6 1 番地
4	和寒町総合体育館	和寒町字三笠 1 0 3 番地
5	和寒小学校校舎	和寒町字北町 4 2 番地
6	和寒中学校校舎	和寒町字日ノ出 1 1 番地